

●香川県告示第449号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(集中管理特別会計等に係る振替の手続)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 歳入の課の長は、前号の規定による送付又は通知があったときは、<u>その内容を確認し、適正であると認めたときは、歳出の所の長にその旨を通知するとともに、前号の規定により送付された執行伺兼支出命令書（公金振替）を会計管理者に送付すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>会計管理者又は所の出納員は、前2号の規定による執行伺兼支出命令書（公金振替）の送付を受けたときは、その内容を審査し、振替による支出を決定したときは、その旨を歳入の課の長に通知するとともに、当該執行伺兼支出命令書（公金振替）を歳出の課又は所の長に返付すること。</u></p> <p>(5) <u>所の出納員は、前号の規定により振替による支出を決定したときは、直ちに会計管理者に当該振替による支出の内容を報告すること。</u></p> <p>(6) <u>歳入の課の長は、第4号の規定による通知があったときは、調定伺書（公金振替）を作成し、会計管理者にその旨を通知すること。</u></p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、集中管理特別会計に係る振替の手続については、規則第100条に定める収入と支出との振替の手続の例によること。</p> <p>2～5 略</p> <p>(更正伺兼通知書の送付)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(集中管理特別会計等に係る振替の手続)</p> <p>第12条 規則第100条の3の規定により別に定める集中管理特別会計に係る振替の手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 歳入の課の長は、前号の規定による送付又は通知があったときは、<u>調定伺書（公金振替）を作成し、歳出の所の長にその旨を通知するとともに、前号の規定により送付された執行伺兼支出命令書（公金振替）を会計管理者に送付すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、集中管理特別会計に係る振替の手続については、規則第100条に定める収入と支出との振替の手続の例によること。</p> <p>2～5 略</p> <p>(更正伺兼通知書の送付)</p> <p>第13条 略</p>

(証拠書類)

第14条 規則第105条に規定する別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 原本に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録
- (2) 証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（前号に掲げる電磁的記録を除く。）

(支出証拠書類の特別な整備)

第15条 規則第107条の2第1項第5号に規定する別に定める支出証拠書類の整備は、各節又は各事業ごとに支出負担行為をした日付順に整理し、当該各節ごとに会計名及び科目名を記載した仕切紙を挿入し、表紙を付して編さんすることとする。なお、規則第56条第2項に規定する添付書類の原本をスキャナにより読み取って電磁的記録とした当該原本については、別冊とし、支出負担行為をした日付順に整理し、表紙を付して編さんすることとする。ただし、適宜分冊することを妨げないものとする。

2 所の出納員（県外出納員を除く。）が行う支出負担行為の確認による支出証拠書類（単価契約、年間契約その他これらに類する契約及び規則第56条第2項に規定する添付書類の原本をスキャナにより読み取って電磁的記録とした当該原本を除く。）の整備は、別冊とし、前項の規定に準じて編さんすることとする。

第16条・第17条 略

(所の出納員が行う支出負担行為の確認)

第18条 略

- (1) 略

略	
需用費	略
	単価契約、年間契約その他これらに類する契約による支出のうち、一の年度における2回目以降の支出（契約の変更（燃料費についての単価契約にあっては、単価のみの変更に基づくものを除く。）後の1回目の支

(支出証拠書類の特別な整備)

第14条 規則第107条の2第1項第5号に規定する別に定める支出証拠書類の整備は、各節及び各事業ごとに支出負担行為をした日付順に整理し、当該各節ごとに会計名及び科目名を記載した仕切紙を挿入し、表紙を付して編さんすることとする。ただし、適宜分冊することを妨げないものとする。

第15条・第16条 略

(所の出納員が行う支出負担行為の確認)

第17条 規則別表第2所の出納員（県外出納員を除く。）の項に規定する別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる節の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支出に係る支出負担行為の確認

略	
需用費	略
	単価契約又は年間契約その他これに類する契約による支出のうち、一の年度における2回目以降の支出（契約の変更（燃料費についての単価契約にあっては、単価の変更に基づくものを除く。）後の1回目の支出を

	出を除く。) <u>消耗品費、印刷製本費及び医薬材料費に係る支出のうち、支出負担行為の額が1件5万円未満の通常払の支出（単価契約、年間契約（新聞、定期刊行図書及び加除式図書の追録に係るものを除く。）その他これらに類する契約による支出を除く。）</u>
役務費	略
	<u>料金後納郵便料の支出</u>
	単価契約、年間契約その他これらに類する契約による支出のうち、一の年度における2回目以降の支出（概算払及び前金払によるもの並びに契約の変更後の1回目の支出を除く。）
	<u>通信運搬費に係る支出のうち、支出負担行為の額が1件5万円未満の通常払の支出（単価契約、年間契約その他これらに類する契約による支出を除く。）</u>
略	
使用料及び賃借料	単価契約、年間契約その他これらに類する契約による支出のうち、一の年度における2回目以降の支出（概算払及び前金払によるもの並びに契約の変更後の1回目の支出を除く。）
原材料費	略
扶助費	物品代に係る支出のうち、支出負担行為の額が1件5万円未満の通常払の支出
償還金、利子及び割引料	略

(2) 略

（財務会計システム及び文書管理システムによる事務処理）

第19条 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第6条及び香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）第8条の規定により別に定める電磁的記録による作成等に係る手続は、規則又は規則の施行のための規程の規定により作成し、又は保存することとされている書類

	除く。)
役務費	略
	単価契約、後納契約又は年間契約その他これに類する契約による支出のうち、一の年度における2回目以降の支出（概算払及び前金払によるもの並びに契約の変更後の1回目の支出を除く。）
略	
使用料及び賃借料	年間契約その他これに類する契約による支出のうち、一の年度における2回目以降の支出（概算払及び前金払によるもの並びに契約の変更後の1回目の支出を除く。）
原材料費	略
償還金、利子及び割引料	略

(2) 略

等（書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を財務会計システムに登録し、当該書類等に記載されている事項をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録その他の当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を文書管理システムに登録することとする。

2 規則又は規則の施行のための規程の規定による書類等の提出、送付若しくは返付又は書類等による通知については、必要な事項を財務会計システム及び文書管理システムに登録することをもって、行われたものとみなす。

第4号様式 (第12条関係)

(日本産業規格A列4番)
執行伺兼支出命令書 (受入伺書)

決 裁							起案者		
							印		
課・所				支出命令番号		起案年月日			
						年 月 日			
所 属				登 録 者					
標 題 (支払内容)									
年 現 予 算 計 上 課 再 配 当 受 課 計 会 款 項 目 業 事 節 節 細 費 名 1	支出負担行為及び支出命令額					円			
	控 除 額					円			
	差 引 支 払 額					円			
	配当 (令達) 予算残額					円			
		請 求 年 月 日		年 月 日		年 月 日		円 日 日	
		支 払 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		円 日 日	
		取 扱 金 融 機 関							
債権者									
支出区分					資金管理番号				
内容									
記 号 及 び 番 号	分 記 類 号	保 存 期 間	決 裁	施 行 上 の 注 意					
第 号		年	年 月 日						
案 例 文 番 号	受 信 者	発 信 者	添 付 書 類	通 数	文 書 日 付	校 合	公 印	発 送	
1									
2									
支 払 決 定									

備考 1 複数の科目に係る支出負担行為をしようとするとき、又は同一科目で複数の債権者に係る支出負担行為をしようとするときは、それぞれ科目又は債権者の内訳書を添付すること。
2 支出命令額に控除額があるときは、控除額の内訳書を添付すること。

第4号様式 (第12条関係)

(日本産業規格A列4番)
執行伺兼支出命令書 (受入伺書)

決 裁							起案者		
							印		
課・所				支出命令番号		起案年月日			
						年 月 日			
所 属				登 録 者					
標 題 (支払内容)									
年 現 予 算 計 上 課 再 配 当 受 課 計 会 款 項 目 業 事 節 節 細 費 名 1	支出負担行為及び支出命令額					円			
	控 除 額					円			
	差 引 支 払 額					円			
	配当 (令達) 予算残額					円			
		請 求 年 月 日		年 月 日		年 月 日		円 日 日	
		支 払 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		円 日 日	
		取 扱 金 融 機 関							
債権者									
支出区分					資金管理番号				
内容									
記 号 及 び 番 号	分 記 類 号	保 存 期 間	決 裁	文 書 審 査	施 行 上 の 注 意				
第 号		年	年 月 日	文 書 審 査 主 管 課	主 務 課				
案 例 文 番 号	受 信 者	発 信 者	添 付 書 類	通 数	文 書 日 付	校 合	公 印	発 送	
1									
2									
支 払 決 定									
審 査 登 録 済 印				支 払 済 印					

備考 1 複数の科目に係る支出負担行為をしようとするとき、又は同一科目で複数の債権者に係る支出負担行為をしようとするときは、それぞれ科目又は債権者の内訳書を添付すること。
2 支出命令額に控除額があるときは、控除額の内訳書を添付すること。

第5号様式 (第12条関係)

(日本産業規格A列4番)
支出命令書(受入伺書)

決 裁							起案者		
							TEL		
課・所			支出命令番号		起案年月日				
					年 月 日				
					決裁年月日				
					年 月 日				
所 属			登 録		者				
標 題 (支払内容)									
年 現 予 算 計 上 課 再 配 当 受 課 計 会 款 項 目 事 業 節 節 細 経 費 名 1			支出命令額		円				
			控除額		円				
			差引支払額		円				
			未払額		円				
			請求年月日		年 月 日		支払予定年月日		年 月 日
				取扱金融機関					
債権者									
支出区分			資金管理番号						
支 出 命 令 の 経 過 支 払 決 定	番号	起案年月日	支払済年月日	金額	円	累計	円		
審査登録済印 支 払 済 印									

備考 1 複数の科目に係る支出の命令をしようとするとき、又は同一科目で複数の債権者に係る支出の命令をしようとするときは、それぞれ科目又は債権者の内訳書を添付すること。
2 支出命令額に控除額があるときは、控除額の内訳書を添付すること。

第5号様式 (第12条関係)

(日本産業規格A列4番)
支出命令書(受入伺書)

決 裁							起案者		
							TEL		
課・所			支出命令番号		起案年月日				
					年 月 日				
					決裁年月日				
					年 月 日				
所 属			登 録		者				
標 題 (支払内容)									
年 現 予 算 計 上 課 再 配 当 受 課 計 会 款 項 目 事 業 節 節 細 経 費 名 1			支出命令額		円				
			控除額		円				
			差引支払額		円				
			未払額		円				
			請求年月日		年 月 日		支払予定年月日		年 月 日
				取扱金融機関					
債権者									
支出区分			資金管理番号						
支 出 命 令 の 経 過 支 払 決 定	番号	起案年月日	支払済年月日	金額	円	累計	円		
審査登録済印 支 払 済 印									

備考 1 複数の科目に係る支出の命令をしようとするとき、又は同一科目で複数の債権者に係る支出の命令をしようとするときは、それぞれ科目又は債権者の内訳書を添付すること。
2 支出命令額に控除額があるときは、控除額の内訳書を添付すること。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。